

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業給付を支給しない旨の処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けをもってこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

2 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第38条第1項の規定により、請求人に労働者災害補償保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。

本件の場合、A会社発行の郵便物等配達証明書（お問い合わせ番号〇号）によれば、審査官の決定書の謄本が請求人に配達された日は、平成〇年〇月〇日であり、本件再審査請求の請求期間は、当該配達された日の翌日から起算して60日目に当たる日である同年〇月〇日（土曜日）までとなる。請求期間の満了日（60日目）が土曜日、日曜日、その他祝祭日等の閉庁日に当たるときは、期間は閉庁日の翌日をもって満了となると解するのが相当であることから、本件請求期間の満了日は、同年〇月〇日となる。

しかるに、請求人が労働保険再審査請求書を当審査会宛てに郵送したのは、平成〇年〇月〇日であり、本件再審査請求は、法定の請求期間を経過した後にされたものである。

3 ところで、労審法第38条第2項において準用する同法第8条第1項ただし書では、再審査請求が請求期間を経過した後にされた場合においても、請求人が正当な理由により請求期間内に再審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そして、当該ただし書にいう「正当な理

由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならぬものと解するのが相当である。

そこで、本件についてこれをみると、請求人は平成〇年〇月〇日付けの文書において、要旨、体調が良くなく、日々起きられない状態が続いており、書面確認が遅れ、書面の提出ができなかつたと述べている。しかしながら、請求人が主張する理由は、個人的な事情を述べているにすぎず、誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りる事情であるとは言い難く、上記の「正当な理由」について疎明し得るものとは認められない。

- 4 以上のとおりであるから、本件再審査請求は、労審法第38条第2項において準用する同法第8条第1項ただし書の規定による正当な理由により期間内に再審査請求することができなかつたことを疎明したものとは認められないことから不適法なものであるため、同法第50条において準用する同法第10条の規定により却下する。

よって主文のとおり裁決する。